

第2次南砺市総合計画の策定の進め方（方針）について

1. 第2次総合計画のあり方

○ 現行の総合計画

- ・地方自治法に基本構想の策定が義務づけられており、行政の計画として位置づけられている（義務付けは、平成23年の法改正で廃止）
- ・基本構想10年・基本計画5年・実施計画3年の3層構造となっている
- ・総合的な計画であり、行政の取り組みを網羅したものである（総花的）
- ・実施計画において、予算は全て総合計画にひも付けされている

○ 第2次南砺市総合計画の位置づけ

- ・南砺市まちづくり基本条例において、まちづくりの主体が市民であることを踏まえ、基本構想を「市民と行政とが共有できる市の将来ビジョン」と位置づける
- ・人口減少、少子高齢化といった喫緊の課題に対応するため、基本計画は、“ビジョン”の実現につながる施策や事業に絞った「行政の計画」と位置づける
- ・これまで実施計画が担ってきた総予算の計画的管理・実施については、総合計画へ盛り込む“政策的経費”と“その他の基礎的経費”というような新たな考え方や予算管理・実施の仕組みを検討する（仮称：財政計画）

現行		これから	
現行の総合計画（H19-H31）		第2次総合計画	
基本構想 （13年）	<ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像 ・将来人口 	市民と行政が共有するビジョン（10年）	<ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像 ・将来人口 ・基本目標
基本計画 （前期5年） （後期8年）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標 ・基本計画 ・施策 	行政の計画 （前期5年） （後期5年）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・施策 ・事業(政策的経費) ・事業費計画額
実施計画 （3年毎 ローリング）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業 ・歳入計画額 ・歳出計画額 	（仮称）財政計画	
		財政計画	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入計画額 ・歳出計画額 (政策的経費) (その他の基礎的経費)

2. 計画策定に向けての基本的な考え方

(1) まちづくりの主体は市民

「ビジョン」が、市民と行政とで共有できるまちの将来像となるように、市民の意見を広く集めるとともに、市民と行政職員とが一緒になって、将来像や目指すべき姿などを検討する。

(2) 分かりやすく実効性の高い計画

「行政の計画」は、「ビジョン」の実現に有効な施策や事業をまとめた戦略的な計画となるよう、目的と手段という論理的なつながりを持たせながら、「ビジョン」から施策、施策から事業という方向で検討を進めながら、計画を構築する。

(3) 段階的にゴールとなる指標を設定

市民と行政が目標を共有しやすくなるよう、「ビジョン」でのゴール、施策において目標とするゴールなど段階的なゴールを明確にするため、指標と目標を設定する。

設定にあたっては、根拠やデータ、客観的な証拠を用いることで、その指標や目標の妥当性を高める。

(4) PDCAサイクルにより常に見直す

「行政の計画」の実現性を高めるため、地方版総合戦略で得た経験を生かし、毎年度、PDCAサイクルによる評価や見直しを行う。

評価は、常に上位指標が向上（改善）することを重視し、上位指標に対して効果があったかどうかを検証し、より良い状態となるよう施策や事業の方向性や内容を見直す。